

# ICD植込み後の自動車運転



## はじめに

植込み型除細動器 (ICD) および両室ペーシング機能付き植込み除細動機 (CRT-D) 植込み後の患者さんは、植え込みを受けた時点で自動車運転は**原則禁止**となります。ただし、**所定の条件を満たし、所定の手続きを行った場合、一定の保留・停止期間を経て運転を再開**することができます。

## ICD植込みの種類

- 一次予防 (植込み前に不整脈発作なし)
- 二次予防 (植込み前に不整脈発作あり)



## ICDと自動車運転

- ・不整脈発作が起きると、上手く心臓が血液を送り出せず、脳に流れる血流が不足して、意識がぼんやりしたり消失したりする可能性があります。
- ・運転中に不整脈発作が起きた場合のことを考えて、ICD植込み後は自動車の運転が一定期間制限されます。



### 《注意》

危険な不整脈発作が診断され医師からICD植込み治療を奨められている場合には、失神や生命の危険を伴う可能性があるため、ICD植込み前でも、自動車運転制限の対象となります

## ICDと自動車運転の制限

運転を再開できる可能性・時期は患者さんの状況によって異なります。

運転資格の承認は、次の基準から出された診断書に基づき公安委員会が決定します。

- ①植込み前の不整脈発作の有無
- ②植込み後の不整脈の出現・ICDの作動状況
- ③新規植込みまたは電池交換  
本体(電池)のみ、もしくはリードの追加
- ④その他、担当医師の診断



**STOP**

決められた自動車運転の制限期間  
植込み前の不整脈が・・・

- ・なし(一次予防):7日間
- ・あり(二次予防):6ヶ月間

ICD適切作動後(ATP含) : 3ヶ月  
(不適切作動でも意識障害あるものは3ヶ月)  
本体・リード交換 : 7日間



## ICD植込み後

ICD植込み手術後は医師の指示に従い、決められた自動車運転の制限期間を経過した段階で、各都道府県の公安委員会または免許センターへ所定の診断書を添えてご自身で届出を行ってください(自己申告制)。

新規植込み後、決められた自動車運転制限期間は、運転を控えるなければいけません。

## 自動車運転の再開

### 必要な手続き

- ①お住まいの地域の公安委員会または免許センターへ行って「診断書の用紙」を入手してください。(最寄りの警察署で取得できる場合もあります)
  - ②病院で所定の研修を終了した担当医師から診断書を書いてもらってください。
  - ③免許センターへ診断書を提出してください。
  - ④許可がおりれば、自動車運転が可能となります。
- ※医師の診断書をもとに公安委員会および警察当局が自動車運転の許可を行います。

